

労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令の制定に際し、
意見公募手続を実施しなかった理由について

令和 8 年 3 月 31 日
厚生労働省

今般制定された、労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和 8 年厚生労働省令第 57 号）は、第 1 条関係について労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会で諮問を行ったものであり、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 4 項第 4 号に該当し、第 2 条関係について予算の定めるところにより金銭の給付決定を行うために必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額を定めるものであり、同項第 3 号に該当し、第 3 条関係について労働基準法施行規則及び労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令（平成 16 年厚生労働省令第 101 号）の施行に伴う用語の適正化を行うものであり、同項第 8 号に該当するため、意見公募手続を実施いたしませんでした。

※ 行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）（抄）
（意見公募手続）

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2・3 （略）

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一・二 （略）

三 予算の定めるところにより金銭の給付決定を行うために必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法その他の事項を定める命令等を定めようとするとき。

四 法律の規定により、内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項に規定する委員会又は内閣府設置法第三十七条若しくは第五十四条若しくは国家行政組織法第八条に規定する機関（以下「委員会等」という。）の議を経て定めることとされている命令等であって、相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として、法律又は政令の規定により、これらの者及び公益をそれぞれ代表する委員をも

って組織される委員会等において審議を行うこととされているものとして
政令で定める命令等を定めようとするとき。

五～七 （略）

八 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見
公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを
内容とする命令等を定めようとするとき。

担当：厚生労働省 労働基準局労災管理課